

離 島 等 供 給 約 款

[低 圧 用]

2026 年 11 月 1 日 実 施

東北電力ネットワーク株式会社

2026 年 10 月 14 日 届出

離島等供給約款〔低圧用〕

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実施細目	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	5
10 供給の開始	5
11 供給の単位	5
12 承諾の限界	5
13 需給契約書の作成	6

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別	7
15 定 額 電 灯	7
16 従 量 電 灯	9
17 時間帯別電灯	13
18 季節別高負荷率電灯	17
19 臨 時 電 灯	19
20 公衆街路灯	22
21 低圧高稼動契約	25

22	低 圧 電 力	28
23	低圧季節別時間帯別電力	30
24	臨 時 電 力	31
25	農事用電力	33
26	深 夜 電 力	35
27	融雪用電力	38

IV 料金の算定および支払い

28	料金の適用開始の時期	42
29	検 針 日	42
30	料金の算定期間	42
31	計 量	43
32	使用電力量の算定等	43
33	料金の算定	44
34	日 割 計 算	44
35	料金の支払義務および支払期日	45
36	料金その他の支払方法	45
37	延 滞 利 息	47
38	保 証 金	47

V 使用および供給

39	適正契約の保持	49
40	力率の保持	49
41	需要場所への立入りによる業務の実施	49
42	電気の使用にともなうお客さまの協力	49
43	供給の停止	50
44	供給停止の解除	51
45	供給停止期間中の料金	51
46	違 約 金	51
47	供給の中止または使用の制限もしくは中止	51

48	損害賠償の免責	51
49	設備の賠償	52
VI 契約の変更および終了		
50	需給契約の変更	53
51	名義の変更	53
52	需給契約の廃止	53
53	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとみなう料金および工事費の精算	53
54	解 約 等	57
55	需給契約消滅後の債権債務関係	57
VII 供給方法、工事および工事費の負担		
56	供給方法、工事および施設	58
57	工事費負担金等の申受けおよび精算	58
VIII 保 安		
58	保安の責任	59
59	調 査	59
60	調査に対するお客さまの協力	59
61	保安に対するお客さまの協力	59
62	検査または工事の受託	59
63	自家用電気工作物	60
附	則	61
別	表	77

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。
山形県 飛島，新潟県 佐渡島および粟島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において单相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契 約 電 流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、22（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款、ならびに当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によりまします。）における需要者に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

なお、申込みの内容に変更が生じる場合は、原則として、変更前の申込みは取消しがなされたものとし、あらためて当社に申込みをしていただきます。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ロ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。

ハ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

- (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力、深夜電力Aまたは深夜電力Bのうちの1契約種別、融雪用電力A、融雪用電力B

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうちの1契約種別、時間帯別電灯Aもしくは時間帯別電灯Bのうちの1契約種別または季節別高負荷率電灯と低圧電力または低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証

金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	時 間 帯 別 電 灯	A
		B
	季 節 別 高 負 荷 率 電 灯	
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電灯電力併用需要	低 圧 高 稼 動 契 約	
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	低 圧 季 節 別 時 間 帯 別 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B
	深 夜 電 力	A
		B
	融 雪 用 電 力	A
		B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	60円50銭
--------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	125円93銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	232円03銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	444円29銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	656円59銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,081円08銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,081円08銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	389円14銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	718円96銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	718円96銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。

(ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の7キロワット時まで	389円24銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円01銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力

量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	410円71銭
契約電流15アンペア	616円07銭
契約電流20アンペア	821円42銭
契約電流30アンペア	1,232円13銭
契約電流40アンペア	1,642円84銭
契約電流50アンペア	2,053円55銭
契約電流60アンペア	2,464円26銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円01銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円76銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円71銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	389円24銭
--------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	410円71銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円01銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円76銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円71銭

17 時間帯別電灯

(1) 時間帯別電灯 A

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、二に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場

合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、原則として従量電灯 C に準じて定めます。

ただし、お客さまの希望により、当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器により電流を制限する場合、または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

a 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times 1}{1,000}$$

b 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times 1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16 (従量電灯) (1) ハ(ロ)および(2) ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

(ロ) 別表 5 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) を使用される場合は、(イ)にかかわらず、契約容量は、原則として、次の a によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が b によってえた値以上となる場合は、a によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

a によってえた値 + b によってえた値 × 0.1

a 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 C の契約容量決定方法に準じてえた値

ただし、夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けるときは、(イ)に準じて算定いたします。

b 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2 (燃

料費調整) (1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,914円26銭
--------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,787円10銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	410円71銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	32円60銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	40円64銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円34銭

b 夜間時間

1キロワット時につき	28円93銭
------------	--------

へ その他

(イ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものいたします。

(ロ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(ハ) 当社は、別表5(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ニ) VII(供給方法、工事および工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものいたします。

(ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものとい

たします。

(2) 時間帯別電灯 B

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯 A に準じて定めます。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,914円26銭
--------	-----------

b 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,787円10銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	410円71銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	34円51銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	43円26銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	48円36銭

b 夜間時間

1キロワット時につき	29円24銭
------------	--------

へ その他

(イ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(ハ) 当社は、別表 5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ニ) VII（供給方法、工事および工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

(ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 季節別高負荷率電灯

(1) 適用範囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当し、夏季からの負荷移行が可能な需要に適用いたします。

ロ 季節別高負荷率電灯から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として季節別高負荷率電灯を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、

交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、原則として従量電灯 C に準じて定めます。

ただし、季節別高負荷率電灯適用の際現に取り付けられている当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は、契約容量は、原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}}$$

なお、電流制限器とは、16 (従量電灯) (1) ハ(ロ)および(2) ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 6 キロボルトアンペアまで	3,256 円 26 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	542 円 71 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力

量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	40円51銭	37円96銭

(5) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(6) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 臨 時 電 灯

(1) 臨時電灯A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供 給 電 気 方 式、 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサル

サービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	12円35銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	24円70銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	24円70銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	247円08銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	247円08銭

ニ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 臨時電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調

サルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	451円78銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円83銭
------------	--------

ハ その他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。

20 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。

ロ 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調

整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	118円94銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	220円26銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	422円95銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	625円68銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,031円03銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,031円03銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	367円69銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	682円66銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	682円66銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	377円71銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円11銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	362円84銭
--------	---------

ホ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

21 低圧高稼働契約

(1) 適用範囲

イ 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

(ロ) (4)に定める契約電力が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、電灯または小型機器の基準電力（(4)イを適用した値といたします。）および動力の基準電力は、50キロワット未満といたします。

ロ 低圧高稼働契約から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、低圧高稼働契約を適用いたしません。

(2) 供給の単位

当社または当該配電事業者は、11（供給の単位）にかかわらず、原則として、1需給契約につき、2供給電気方式、2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

イ 電灯または小型機器への供給は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ 動力への供給は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(4) 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

イ 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、時間帯別電灯 A に準じて定めます。この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

ロ 動力の基準電力

動力の基準電力は、低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,642円56銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	31円25銭	29円54銭

ハ 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4（加重平均力率の算定）(2)ハにより加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を5 パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表4（加重平均力率の算定）(2)イまたはロにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85 パーセントとみなします。

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(7) そ の 他

イ 34（日割計算）に定める事項については、低圧電力に準ずるものといたします。

ロ 低圧高稼動契約の適用を受けるお客さまは、定額電灯、従量電灯、低圧電力、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、季節別高負荷率電灯または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。

ハ 夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ニ 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ホ 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ VII（供給方法、工事および工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

ト その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cまたは低圧電力に準ずるものといたします。

22 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,400円90銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	28円44銭	26円99銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準（託送

約款等に定めるものといたします。) に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けでないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

23 低圧季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

イ 低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ロ 低圧季節別時間帯別電力から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,504円11銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	28円66銭	27円13銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	26円32銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(5) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(6) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

24 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	300円08銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき 22（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、22（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	32円00銭	30円26銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

25 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水用電力）

イ 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定さ

れた離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

契約電力1キロワットにつき	762円90銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	24円35銭	23円27銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものいたします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

(2) 農事用電力B（育苗温床用電力）

イ 適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

(ロ) 契約電力が5キロワット以下であること。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力いたします。

ハ 料 金

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定さ

れた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

契約電力1 キロワット につき	最初の30日まで	9,826円92銭
	30日をこえる1日につき	327円56銭

ニ そ の 他

- (イ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
- (ロ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には、当社は、契約設定期間を前後 1 月以内の範囲で変更することがあります。ただし、この場合であっても、契約設定期間の範囲は 4 月を上回らないものとしたします。
- (ハ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

26 深夜電力

(1) 深夜電力A

イ 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が 0.5 キロワット以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ 契約電力

契約電力は、0.5 キロワットといたします。

ニ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。
- (ホ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ホ 料 金

料金は、1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	3,088 円 13 銭
---------	--------------

ヘ そ の 他

- (イ) 43（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。
この場合、43（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力 B

イ 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イ

に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (ホ) 契約使用時間以外に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (ヘ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外に電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	388円71銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円93銭
------------	--------

ホ その他

- (イ) 43（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

この場合、43（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

27 融雪用電力

(1) 融雪用電力A

イ 適用範囲

(イ) 毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り、融雪のために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して使用する電熱需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(ロ) 融雪用電力Aから他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、(イ)にかかわらず、原則として融雪用電力Aを適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ホ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 当社は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況により、イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ホ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ハ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ト) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものいたします。

(チ) お客さまが電気の使用を休止される場合は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力

量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	1,378円71銭
	3月超過	454円71銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	24円02銭
------------	--------

ト その他

(イ) 43（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものとしたします。

この場合、43（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものとしたします。

(ロ) 契約使用期間については、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3 月を下回らないものとしたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

(2) 融雪用電力 B

イ 適用範囲

(イ) 毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうちの 2 時間を除いた 22 時間に限り、融雪のために毎年、一定期間を限り、3 月以上継続して動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(ロ) 融雪用電力 B から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、(イ)にかかわらず、原則として融雪用電力 B を適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イ

に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力は、0.5 キロワットといたします。

ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
- (ニ) 当社は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況により、イの時間帯を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。
- (ホ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (ヘ) 当社は、契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (ト) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (チ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。
- (リ) お客さまが電気の使用を休止される場合は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット

の場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	2,087円11銭
	3月超過	591円11銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	24円46銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けであるものについては 90 パーセント、取り付けでないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ホ その他

(イ) 43（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

この場合、43（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ロ) 契約使用期間については、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3 月を下回らないものといたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

28 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとしない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

29 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等のときを除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

- イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
- ロ その他特別の事情がある場合

- (4) (1)の場合で、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (6) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

30 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 32（使用電力量の算定等）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契

約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

31 計 量

- (1) 使用電力量は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。
- (2) 低圧高稼動契約のお客さまの使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。
- (3) 時間帯別電灯 A、時間帯別電灯 B および低圧高稼動契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、次によります。

イ お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社または当該配電事業者は、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、低圧高稼動契約の場合を除き、夜間時間に使用されたものといたします。

32 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量は、30 分ごとに計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合、季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 29（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算

いたします。

- (3) 29（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに 31（計量）(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

33 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 30（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

34 日割計算

- (1) 当社は、33（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、基本使用料金または定額制供給の料金は、別表 6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分、時間帯別電灯 A および時間帯別電灯 B の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 33（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、33（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

35 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、29（検針日）(4)の場合で、実際に検針を行なった日が、当社があらかじめお知らせした日より後の日となり、当社が必要と認めるときは、実際に検針を行なった日といたします。また、29（検針日）(5)の場合の料金または32（使用電力量の算定等）(2)もしくは(3)により精算する場合の精算額については次の検針日とし、32（使用電力量の算定等）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、32（使用電力量の算定等）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 36（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

36 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等

を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 29（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bについては、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

37 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 36（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 52（需給契約の廃止）(2)または 54（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

38 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われ

なかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金に利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

39 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

40 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

41 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 61（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 43（供給の停止）、52（需給契約の廃止）(1)または54（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

42 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定

めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

43 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合
- ニ 料金以外の債務を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- ロ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

- (4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 41（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 42（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

44 供給停止の解除

43（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

45 供給停止期間中の料金

43（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 34（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B、公衆街路灯および深夜電力 A のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

46 違 約 金

(1) お客さまが 43（供給の停止）(3) もしくは(4) ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1) の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

47 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

(2) 当社は、(1) によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止していただいた場合、これにともなう料金の減額は行ないません。

48 損害賠償の免責

(1) 47（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 43（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 54（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

49 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

50 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) お客さまからの申込みがあり、かつ、当社が、57（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには、当社は、原則として、当該申込みの承諾を取り消します。この場合、当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

51 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

52 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、54（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

53 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、農事用電力B、深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、また

は非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ 料金の精算

- (イ) 従量電灯 C，低圧電力および農事用電力 A の場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

- (ロ) (イ) 以外の場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、電灯需要の契約種別の場合は、当該契約種別の基本料金および電力量料金の 10 パーセントを割増ししたもの（以下「割増しした電灯料金」といいます。）をさかのぼって適用し、電灯電力併用需要および電力需要の契約種別の場合は、当該契約種別の基本料金および電力量料金の 20 パーセントを割増ししたもの（以下「割増しした動力料金」といいます。）をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 工事費の精算

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

- (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額
- (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ 料金の精算

- (イ) 従量電灯 C，低圧電力および農事用電力 A の場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

- (ロ) (イ) 以外の場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される

日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につき、電灯需要の契約種別の場合は、割増した電灯料金をさかのぼって適用し、電灯電力併用需要および電力需要の契約種別の場合は、割増した動力料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増した電灯料金または割増した動力料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、割増した電灯料金または割増した動力料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものとし、各時間帯別の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。

ロ 工事費の精算

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 料金の精算

(イ) 従量電灯C、低圧電力および農事用電力Aの場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。

(ロ) (イ)以外の場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につき、電灯需要の契約種別の場合は、割増した電灯料金をさかのぼって適用し、電灯電力併用需要および電力需要の契約種別の場合は、割増した動力料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増した電灯料金または割増した動力料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、割増した電灯料金または割増した動力料金を適用する使用電力量は、その期

間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものとし、各時間帯別の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ロ 工事費の精算

当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 料金の精算

(イ) 従量電灯 C、低圧電力および農事用電力 A の場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

(ロ) (イ) 以外の場合

当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につき、電灯需要の契約種別の場合は、割増した電灯料金をさかのぼって適用し、電灯電力併用需要および電力需要の契約種別の場合は、割増した動力料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増した電灯料金または割増した動力料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、割増した電灯料金または割増した動力料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契

約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものとし、各時間帯別の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

ロ 工事費の精算

当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

54 解 約 等

(1) 43（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、52（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

55 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

56 供給方法、工事および施設

- (1) 電気の需給地点は、当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

57 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。
 - イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成后、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
 - ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

VIII 保 安

58 保安の責任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

59 調 査

当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

60 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、59（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

61 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

62 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者へ申し込むことができます。

- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、すみやかに検査を行いません。この場合には、当社または当該配電事業者は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に応じることが出来ます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社または当該配電事業者は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

63 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 59（調査）
- (2) 60（調査に対するお客さまの協力）
- (3) 62（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この離島約款実施の際現に標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している次の離島については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県 佐渡島

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定に係る取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であつても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 深夜電力 C のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

イ 毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であり、かつ、この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則 4（深夜電力 C のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

ロ 次のいずれかに該当する場合には、イにかかわらず、深夜電力 C を適用いたします。ただ

し、負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) 旧離島約款附則 4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合で、お客さまが1年を通じて深夜電力Cの適用を受けることを希望されるとき。

(ロ) 契約負荷設備を変更し、契約負荷設備の変更後の総容量が、変更前の総容量を上回らない場合

(2) 契約電力

契約電力は、深夜電力Bに準じて定めます。

(3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

ホ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をシャ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	289円71銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円35銭
------------	--------

(5) そ の 他

イ お客さまが希望される場合には、1 需要場所において、深夜電力C以外の契約種別による電気の供給と深夜電力Cによる電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、深夜電力Bに準ずるものといたします。

5 時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯Aに準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料 金

料金は、基本使用料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービ

ス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本使用料金

基本使用料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	8, 966 円 26 銭
---------	---------------

ただし、まったく電気を使用しない場合は、次のとおりといたします。

1 契約につき	957 円 13 銭
---------	------------

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	9, 839 円 10 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	410 円 71 銭

ただし、まったく電気を使用しない場合は、次のとおりといたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1, 393 円 55 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	205 円 36 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

基本使用料金適用電力量をこえる 1 キロワット時につき	50 円 53 銭
-----------------------------	-----------

基本使用料金適用電力量は、1 月につき 200 キロワット時といたします。

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	29 円 24 銭
-------------	-----------

(6) そ の 他

イ 当社は、31 (計量) および 32 (使用電力量の算定等) に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ 当社は、34 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、基本使用料金および基本使用料金適用電力量の日割計算は、別表 6 (日割計算の基本算式) (1) イおよびロ(ホ)によるものといたします。

ハ 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、別表 5 (夜間蓄熱式機器) に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ホ VII (供給方法、工事および工事費の負担) に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯 C に準じて取り扱うものといたします。

ヘ お客さまが契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約

を廃止しようとし、または契約容量を減少しようとする場合には、53（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)イ(ロ)およびロ、(2)イ(ロ)およびロ、(3)イ(ロ)およびロならびに(4)イ(ロ)およびロに準じて精算いたします。

ト その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。

6 ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。

ただし、お客さまの希望により、電流を制限する計量器により電流を制限する場合、または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \frac{\text{制限される電流（アンペア）}}{\text{（アンペア）}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \frac{\text{電流制限器の定格電流（アンペア）}}{\text{（アンペア）}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

ロ 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,914 円 26 銭
---------	--------------

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,787 円 10 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	410 円 71 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1 キロワット時につき	65 円 32 銭
-------------	-----------

(ロ) 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 60 銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 91 銭
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	47 円 89 銭

(ハ) 夜間時間

1 キロワット時につき	28 円 93 銭
-------------	-----------

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(7) そ の 他

イ 当社は、31（計量）および 32（使用電力量の算定等）に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ 当社は、34（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 6（日割計算の基本算式）(1) ロ(ハ)によるものといたします。

ハ お客さまが契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量を減少しようとする場合には、53（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）(1) イ(ロ)およびロ、(2) イ(ロ)およびロ、(3) イ(ロ)およびロならびに(4) イ(ロ)およびロに準じて精算いたします。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。

7 時間帯別電灯 A における 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 5 時間通電機器に係る取扱い

イ 当社は、31（計量）(3) イに該当し、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器といたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において、5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 7（時間帯別電灯 A における 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ロ) 5 時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器

(ハ) (イ) または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器

ハ 時間帯別電灯 A 適用の際現に時間帯別電灯 S、深夜電力 C、附則 8（時間帯別電灯 B における 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2) ロもしくはハ、または附則 9（低圧高稼動契約における 5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措

置) (2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は、ロに準ずるものといたします。

ニ ロまたはハの場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに32(使用電力量の算定等)(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(2) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る取扱い

イ 当社は、次の(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器(以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。))といたします。

(イ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

a 給水温度を検知できること。

b aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

c bの熱量から所要通電時間数を算出できること。

d 毎日の夜間時間(31〔計量〕(3)イの場合は通電時間といたします。))の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7(時間帯別電灯Aにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置)において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ハ) (イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたイ(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ 時間帯別電灯A適用の際現に附則8(時間帯別電灯Bにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置)(3)ロもしくはハ、または附則10(深夜電力Bにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置)(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は、ロに準ずるものといたします。

ニ 当社は、イ(イ)または(ロ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

8 時間帯別電灯Bにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 8時間通電機器に係る取扱い

イ 当社は、次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器((3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器を除きます。))を8時間通電機器といたします。

- (イ) 主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間に通電する機能を有すること。
- (ロ) (イ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、31（計量）(3)イの場合の 8 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- ロ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 8 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、8 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

- (イ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 8（時間帯別電灯 B における 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 8 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

- (ロ) 8 時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(イ)および(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器

- (ハ) (イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたイ(イ)および(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器

- ハ 当社は、イ(イ)および(ロ)に定める 8 時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、8 時間通電機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 5 時間通電機器に係る取扱い

- イ 当社は、31（計量）(3)イに該当し、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器といたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- ロ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において、5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

- (イ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 8（時間帯別電灯 B における 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

- (ロ) 5 時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器

- (ハ) (イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器

- ハ 時間帯別電灯 B 適用の際現に時間帯別電灯 S、深夜電力 C、附則 7（時間帯別電灯 A における 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ、または附則 9（低圧高稼働契約における 5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている 5 時間通電機器は、ロに準ずるものといたします。

- ニ ロまたはハの場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付

けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。
また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに 32（使用電力量の算定等）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る取扱い

イ 当社は、次の(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。

(イ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

- a 給水温度を検知できること。
- b a の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
- c b の熱量から所要通電時間数を算出できること。
- d 主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間に通電する機能を有し、毎日午前 7 時（31〔計量〕(3)イの場合は通電時間の終了時刻といたします。）から c の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 8（時間帯別電灯 B における 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ハ) (イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたイ(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ 時間帯別電灯 B 適用の際現に附則 7（時間帯別電灯 A における 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくはハ、または附則 10（深夜電力 B における通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は、ロに準ずるものといたします。

ニ 当社は、イ(イ)または(ロ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

9 低圧高稼動契約における 5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 当社は、別表 5（夜間蓄熱式機器）(3)に該当し、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器といたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電

開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において、5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 9（低圧高稼動契約における 5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

ロ 5 時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ イまたはロに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされた(1)に該当する夜間蓄熱式機器

- (3) 低圧高稼動契約適用の際現に時間帯別電灯 S、深夜電力 C、附則 7（時間帯別電灯 A における 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1) ロもしくはハ、または附則 8（時間帯別電灯 B における 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2) ロもしくはハの適用を受けている 5 時間通電機器は、(2) に準ずるものといたします。

10 深夜電力 B における通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) 当社は、次のイまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。

イ 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

(イ) 給水温度を検知できること。

(ロ) (イ) の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(ハ) (ロ) の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(ニ) 契約使用時間終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし、これらの貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において、通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 10（深夜電力 B における通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

ハ イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される
需要場所において、取付けまたは取替えをされた(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水
器または蓄熱式電気暖房器等の機器

(3) 深夜電力B適用の際現に附則 7 (時間帯別電灯Aにおける 5 時間通電機器等を使用されるお
客さまについての特別措置) (2) ロもしくはハまたは附則 8 (時間帯別電灯Bにおける 8 時間通
電機器等を使用されるお客さまについての特別措置) (3) ロもしくはハの適用を受けている通
電制御型夜間蓄熱式機器は、(2)に準ずるものといたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申
し出させていただきます。

(5) 当社は、(1)イまたはロに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきま
す。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただ
くことがあります。

11 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30 分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)
で計量する場合の使用電力量等は次のとおりといたします。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力
量は、次の場合ならびにホおよびヘの場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契
約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の
検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における
電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗
率倍するものといたします。)いたします。

(イ) 29 (検針日) (2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検
針の結果の 1 月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。た
だし、33 (料金の算定) (1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金
の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率に
よりあん分してえた値によって精算いたします。

(ロ) 29 (検針日) (4) の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、
前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行
なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたし
ます。ただし、33 (料金の算定) (1) イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料
金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率
によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ハ) 29 (検針日) (5) の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針
日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期
間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん
分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、33 (料金
の算定) (1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分す

べき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ニ) 29（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

ハ 時間帯別の使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

ニ 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、への場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

へ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、33（料金の算定）(1)イ、ロまたはハのときは、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(5)イにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分ならびに時間帯別電灯 A、時間帯別電灯 B、時間帯別電灯 S およびピークシフト季節別時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算いたします。

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(5)ロにより算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ニ 日割計算をする場合には、当社または当該配電事業者は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、(1)イ(イ)または(ニ)により精算するときの精算額のお客さまの支払義務は、次回の検針日に発生するものといたします。また、(1)へのお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。

(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、18（季節別高負荷率電灯）(4)ロ、21（低圧

高稼動契約) (5)ロ, 22 (低圧電力) (5)ロ, 23 (低圧季節別時間帯別電力) (4)ロ(イ), 24 (臨時電力) (3)ロ(ロ)および25 (農事用電力) (1)ハ(ロ)において, その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには, 計量値を確認するときを除き, 18 (季節別高負荷率電灯) (4)ロ, 21 (低圧高稼動契約) (5)ロ, 22 (低圧電力) (5)ロ, 23 (低圧季節別時間帯別電力) (4)ロ(イ), 24 (臨時電力) (3)ロ(ロ)および25 (農事用電力) (1)ハ(ロ)の使用電力量は, それぞれ次のとおりといたします。

イ 18 (季節別高負荷率電灯) (4)ロ, 21 (低圧高稼動契約) (5)ロ, 22 (低圧電力) (5)ロ, 24 (臨時電力) (3)ロ(ロ)および25 (農事用電力) (1)ハ(ロ)の使用電力量については, その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ロ 23 (低圧季節別時間帯別電力) (4)ロ(イ)の使用電力量については, その1月の昼間時間の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で, 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは, 次のとおりといたします。

イ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 33 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量(時間帯別電灯A, 時間帯別電灯B, 低圧季節別時間帯別電力, 時間帯別電灯Sおよびピークシフト季節別時間帯別電灯の場合は, 各時間帯別の使用電力量といたします。)を, 料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流, 契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また, 季節別高負荷率電灯, 低圧高稼動契約, 低圧電力, 低圧季節別時間帯別電力, 臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力Aのお客さまにおいて, 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は, 料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

ロ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 33 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流, 契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

12 災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し, 原則として災害発生日から1年以内に, この

離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて被災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、35（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、季節別高負荷率電灯、低圧高稼動契約、低圧電力、低圧季節別時間帯別電力、時間帯別電灯Sおよびピークシフト季節別時間帯別電灯の場合

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづきお客さまと当社との協議によって定めます。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行ないます。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込

みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、57（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ 契約負荷設備の総容量、契約電流、契約容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

(4) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、57（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

(5) 災害により被害を受けたお客さま（ただし、契約種別が従量電灯C、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、季節別高負荷率電灯、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧高稼動契約、低圧電力、低圧季節別時間帯別電力、臨時電力〔契約電力が5キロワットをこえるお客さまに限ります。〕、農事用電力、深夜電力B、融雪用電力、深夜電力C、時間帯別電灯Sおよびピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまに限ります。）の需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、16（従量電灯）（3）ホ、17（時間帯別電灯）（1）ホおよび（2）ホ、18（季節別高負荷率電灯）（4）、19（臨時電灯）（3）ロ、20（公衆街路灯）（2）ニ、21（低圧高稼動契約）（5）、22（低圧電力）（5）、23（低圧季節別時間帯別電力）（4）、24（臨時電力）（3）ロ、25（農事用電力）（1）ハおよび（2）ハ、26（深夜電力）（2）ニ、27（融雪用電力）（1）ヘおよび（2）ニ、附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）（4）、附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）（5）ならびに附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（5）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(6) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、57（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

13 この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、33（料金の算定）および34（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および深夜電力 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し

て算定いたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 7 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ) にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、83,500 円といたします。

ハ 調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、125,300 円といたします。

ニ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに(イ)または(ロ)の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) (イ)以外の場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ホ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、二によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、二によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に二によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に二によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに二によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

(ホ) 深夜電力A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘
--------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000 円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	2銭5厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8厘
-----------------	----

(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1銭3厘
-----------------	------

(ホ) 深夜電力A

離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	11銭0厘
--------	-------

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 加重平均力率の算定

(1) 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機器総容量}}$$

(2) 低圧高稼動契約における加重平均力率は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 電灯または小型機器の力率は、100 パーセントといたします。

ロ 動力の力率は、次のとおりといたします。

(イ) 22（低圧電力）(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力 率}}{90 \text{ パーセントの}} \times \frac{\text{機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力 率}}{80 \text{ パーセントの}} \times \frac{\text{機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機 器 総 容 量}}$$

(ロ) 22（低圧電力）(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は、100 パーセントといたします。

ハ 加重平均力率は、次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{イの力率} \times \text{電灯または} + \text{ロの力率} \times \text{動力の}}{(\text{パーセント}) \times \text{小型機器の} \quad \text{基準電力} \quad (\text{パーセント}) \times \text{基準電力}} \\ \text{契 約 電 力}$$

5 夜間蓄熱式機器

(1) 夜間蓄熱式機器とは、主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間（時間帯別電灯 B および時間帯別電灯 S においては毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間といたします。）に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ 31（計量）(3)イの場合で、当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

(3) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社または当該配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、基本使用料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 7\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 時間帯別電灯 A およびピークシフト季節別時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) 時間帯別電灯 B の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 80\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ホ) 時間帯別電灯Sにおける基本使用料金適用電力量を日割りする場合

$$\text{基本使用料金適用電力量} = 200 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ハ) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)または(ホ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量および基本使用料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ト) 33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)および(ホ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 33（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、季節別高負荷率電灯、低圧高稼動契約、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Aのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 33（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 32（使用電力量の算定等）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

